## ■委員長報告概要■

令和元年5月臨時会

総務文教常任委員会 議案第51号 埴生地区複合施設整備事業(建築主体工事)請負 議案件名 契約の一部変更について 埴生地区複合施設整備事業 (建築主体工事) 請負契約について 請負契約金額を 3 億 1,968 万円から 4 億 892 万 3,000 円へ変更 概 要 するもの。 \*建築工事のうち機械設備工事について、入札が3回にわたっ て不調に終わり、その間の随意契約交渉も全て不調に終わっ た。 \*1度目の入札では参加者が1社のみで入札中止となり、2度目 の入札は1回目に予定価格の超過、2回目は辞退となり不調 となった。この入札後に市の予定価格と応札価格に大きなか い離があることが判明したので、見積りを徴して予定価格を 設定し直し3度目を行ったが、3回とも予定価格を超過し不 落札となった。 \*4 度目の入札を行った場合のスケジュールを想定し、庁内で 協議をした結果、早期の工事再開を図り今年度中の工事完了 論点又は質疑 によって明らか を目指すために、埴生地区複合施設整備事業(建築主体工事) になった事項 請負契約に機械設備工事を追加する契約変更を行うことが妥 当と判断した。 \*契約の変更に伴う増額は8,924万3,000円である。 \*工期が7か月延伸することにより発生する費用は、工事再開 後受注者と協議して決定するが、概算で約2,350万円である。 \*施設の供用開始は令和2年9月から10月初旬の予定である。 \*これまでは予定価格の設定は、国交省の公共建築工事積算基 準に従って行い、入札不調が生じたら調査を行っていたが、 今後は入札前に十分な調査を行うようにしたい。 \*発注方式については分離・分割が本来の姿であるが、一括発 注というように、柔軟な対応も必要であると考える。 討 論 討論なし 結 果 全員賛成で可決